

公 募 要 領

沖縄県では「平成 30 年度那覇空港国際物流拠点化推進事業」の一環として、以下の委託事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 事業目的及び事業内容

那覇空港の国際貨物取扱量については、沖縄貨物ハブ開設前と比較して、大幅な伸びとなっている一方、国際物流拠点の形成に向け、更なる国際貨物取扱量の増加が必要となっている。

このことから、那覇空港の国際貨物上屋スペースの活用・利用を促進することで、更なる国際貨物取扱量の増加を図るために必要な調査等を行うことを目的とします。本事業の内容は、企画提案仕様書を御覧下さい。

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (5) 業務を実施するための、十分な人員体制を有するものであること。
- (6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)、(2)及び(5)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を

密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

- (7) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1 共同企業体)につき、1つの業務に対する提案は1件であること。

3 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

4 応募の手続き (スケジュール)

質問受付期間 平成 30 年 12 月 5 日(水) ～ 12 月 17 日(月) 14 時まで	仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出してください。 aa050075@pref.okinawa.lg.jp ① 質問受付期限 平成 30 年 12 月 17 日 14 時 ② 提出先 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 ※アジア経済戦略課HPにて随時掲載します。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/asia/ ※公募説明会は予定しておりません。
提案書提出期限 平成 30 年 12 月 25 日(火) 16 時まで	応募書類等の提出は、持参又は郵送(簡易書留)により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。 (提出先) 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 国際物流推進班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階 電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526
評価委員会 2 次審査として 各応募者から提案書に沿って内容説明をお願いします。	日時: 1月上旬を予定 ※詳細な日時は、提案書受付後、書類審査(1次審査)のうえ12月27日中にメールにて御連絡します。 場所: 県庁内会議室 備考: 1 応募者から3名までの参加とさせていただきます。 ・説明時間15分程度、質疑5分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しません。

【問合せ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 国際物流推進班(担当:金城)
電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526
E-mail: aa050075@pref.okinawa.lg.jp

5 提出書類及び必要部数等

下記様式2～7、その他資料を一連にして10セット(原本1部、コピー9部※すべて片面印刷)作成し、ドッチファイルに綴って提出すること。各セットの間には、インデックスで間切りを入れること。ドッチファイルはなるべく1冊でまとまるよう、太めのサイズを用いること。

- (1) 企画提案応募申請書[様式2]※要押印
- (2) 企画提案書[様式3]
- (3) 会社概要表[様式4]
- (4) 積算書※[様式5]
- (5) 事業計画[様式6]
- (6) 実績書[様式7]
- (7) その他提案に関する資料(様式任意)

一連にして10セット(片面)作成し、ドッチファイルに綴ること。
様式2は原本1部のみ押印。

※積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- 直接人件費
- 直接経費(旅費、印刷製本費、広告料、使用料・賃借料、消耗品費等)
- 一般管理費(委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費。「(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100以内とする。)
- 再委託費(再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること)
- 消費税(旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。)

※その他、各経費の定義や経理処理については、沖縄県商工労働部雇用政策課が作成する「委託業務に係る事務処理マニュアル」(平成29年2月改訂)

(http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/koyo/kikaku/itaku_manual.html)に準じること。

※本事業における当該マニュアルに係る問合せについては、沖縄県商工労働部アジア経済戦略課へ行うこと。

6 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、評価委員会事務局が、提出された書類に基づく書類審査(1次審査)を行います。なお、企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、上位3者から5者程度を選定する場合があります。
- ③ 1次審査に合格した事業者を対象に、必要に応じて、プレゼンテーションによる審査を行う(2次審査)。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ④ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ⑤ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑥ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目(予定)

- ① 業務に関する専門的知見
那覇空港の沖縄国際物流ハブに関する現状・課題点の認識、他空港を含む国際貨

物上屋の活用等

- ② 提案内容
那覇空港の国際貨物上屋活用を促進する上での有効性等
- ③ 業務の実施体制
実施体制の適切性、実務経験
- ④ 積算内容
積算の適切性、効率性

7 委託契約について

契約金額については、選定された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

8 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

〈沖縄県財務規則〉

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。